桑名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

桑名市長 伊藤徳宇

## 桑名市条例第13号

桑名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

桑名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に 関する基準を定める条例(平成26年桑名市条例第76号)の一部を次のように改正する。

目次中「第62条」を「第62条・第63条」に改める。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に、「同項第2号又は第3号」を「同条第2号又は第3号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第3号中「第25条」を「第25条 第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第23条の見出し中「掲示」の次に「等」を加え、同条中「掲示」の次に「するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供」を加える。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」を加え、「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「「法第19条第1項第1号に」を「「同号に」に、「法第19条第1項第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に、「第13条第2項」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項」に改める。

第37条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第38条第2項を削る。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、

同号 | を「次のいずれかに該当するときは、第1項第3号 | に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。

第42条第5項中「前項」の次に「(第2号に係る部分に限る。)」を加え、「、次に」を「次に」に、「者として」を「施設として」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「の定員」を削る。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第1項第1号に」を「第19条第1号に」に、「法第19条第1項第1号又は第3号」を「第19条第1項第2号」を「第19条第1項第2号」を「第19条第1項第2号」を「第19条第1項第2号」を「第19条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第62条を第63条とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

- 第62条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例 の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の 知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に 係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式 で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。
- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。
  - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
    - ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項 を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者 の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事 項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合 にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を 記録する方法)
  - (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項

を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる 文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、 当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種 類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
  - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書 又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保 育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。 ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでな い。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。